

部長	専務理事	事務局長	事務局	受付

平成30年12月17日

各関係団体の長 殿

広島労働局労働基準部長

広島県特定（産業別）最低賃金改定の周知広報について（協力依頼）

最低賃金行政の推進につきましては、日頃から格別の御理解と御協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、標記の件につきましては、平成30年11月30日付けでお知らせしたとおり、広島県特定（産業別）最低賃金（7業種）の改定に引き続いて、広島県各種商品小売業最低賃金が改定され、別添「広島県の最低賃金」のとおり、平成31年1月16日から発効することとなりました。

つきましては、関係者の皆様方に御周知をいただきますとともに、貴職発行の広報誌（紙）、ホームページ等に当該記事を掲載いただき、改定された最低賃金の周知広報について、特段の御配慮を賜りますようよろしくお願い申し上げます（参考までに「掲載例文」を同封しております）。

掲載例文等の原稿につきましては、電子媒体による送付も可能ですので、必要な場合は、下記の担当までお申し付けください。

広報誌（紙）等に記事の掲載をいただけましたら、大変お手数ですが、当該掲載記事の部分を同封の返信用封筒又はファックスにて当局賃金室あて送付いただきますよう併せてお願いします。

なお、広島県特定（産業別）最低賃金周知広報用ポスター及びリーフレット（カラー版）については、完成次第、改めて送付させていただきます。

担当 広島労働局労働基準部賃金室

小松（こまつ）

TEL（082）221-9244

FAX（082）221-9252

